

令和5年3月1日

お客さま各位

青木信用金庫

信金ギャランティ株式会社保証付カードローン  
「しんきんきゃつする」「きゃつする500」契約規定等の改定について

平素より 青木信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年4月1日(土)より信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「しんきんきゃつする」「きゃつする500」の契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1、改定日

令和5年4月1日(土)

2、改定を伴う契約規定等

(1)カードローン契約規定【新旧対照表①】

(2)利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書

(信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項)【新旧対照表②】

(3)保証委託約款(カードローン) 【新旧対照表③】

3、主な改定事項

(1)新規貸越期限の変更

(2)新規貸越停止条件の変更

(3)期限の利益喪失条件の変更

以 上

カードローン契約規定 新旧対照表①

※改正箇所…太字下線で表示。

改正前	改正後	備考
<p>(前文) 私は、信金ギャランティ株式会社の保証により、以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、借入諸条件については本申込書、カードローン契約規定およびローンカード規定の各条項に、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。</p> <p>カードローン契約規定 第1条(取引方法)～第3条(貸越極度額と利用限度額) (略)</p> <p>(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第6条(定例返済)～第9条(諸費用の自動支払) (略)</p> <p>(期限前の全額返済義務) 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。 ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p>	<p>(前文) (同左)</p> <p>カードローン契約規定 第1条(取引方法)～第3条(貸越極度額と利用限度額) (同左)</p> <p>(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ① この契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。 ② 借主が金庫の地区外に移転したこと等に伴い、金庫の貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。 ③ 借主の信用状況に関する金庫および保証会社の審査により、新規貸越の中止が相当と認められたとき。 <u>④ 借主が死亡したとき。</u></p> <p>第6条(定例返済)～第9条(諸費用の自動支払) (同左)</p> <p>(期限前の全額返済義務) 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。 ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。 ③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 ④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。 ⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p>	<p>第10条第1項⑥(相続の開始による期限の利益喪失)を削除したことにより、相続人の新規貸越を停止するために追加</p>

改正前	改正後	備考
<p data-bbox="299 117 825 153">⑥ <u>借主に相続の開始があったとき。</u></p> <p data-bbox="216 163 335 199">2 . (略)</p> <p data-bbox="216 210 335 245">3 . (略)</p> <p data-bbox="1130 342 1225 378">以上</p>	<p data-bbox="1359 117 1448 153"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="1279 163 1427 199">2 . (同左)</p> <p data-bbox="1279 210 1427 245">3 . (同左)</p> <p data-bbox="2190 342 2285 378">以上</p>	<p data-bbox="2338 117 2813 199">第10条第1項⑥(相続の開始による期限の利益喪失)を削除</p>

【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表②

※改正箇所…太字下線で表示。

改正前				改正後			
<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)～第2条(個人情報の利用) (略)</p> <p>(信用情報機関への登録・利用)</p> <p>第3条 契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される<b>不渡情報</b>、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、金庫および保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。転居先の調査は全国銀行個人信用情報センターに限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。</p> <p>2～5. (略)</p> <p>第4条(個人情報の開示・訂正・削除)～第9条(お問合わせ窓口) (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				<p>第1条(個人情報の収集・保有・利用・預託)～第2条(個人情報の利用) (同左)</p> <p>(信用情報機関への登録・利用)</p> <p>第3条 契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される<b>不渡情報</b>、破産等の官報情報等を含む。)が登録されている場合には、金庫および保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。転居先の調査は全国銀行個人信用情報センターに限る。以下同じ。)のために利用することに同意します。</p> <p>2～5. (同左)</p> <p>第4条(個人情報の開示・訂正・削除)～第9条(お問合わせ窓口) (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			
登録情報	登録期間			登録情報	登録期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー		全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、性別、住所(全国銀行個人信用情報センターのみ本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	氏名、生年月日、性別、住所(全国銀行個人信用情報センターのみ本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間	以下の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容(契約種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額など)および返済状況(入金日、入金予定日、残高、完済日、延滞、延滞解消など)に関する情報	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内(債務の返済を延滞した事実に係る情報は契約期間中および契約終了後5年間)	契約内容(契約種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額など)および返済状況(入金日、入金予定日、残高、完済日、延滞、延滞解消など)に関する情報	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内(債務の返済を延滞した事実に係る情報は契約期間中および契約終了後5年間)
取引事実(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡など)に関する情報	—	契約継続中および契約終了後5年以内(債権譲渡の事実に係る情報は発生日から1年以内)	—	取引事実(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡など)に関する情報	—	契約継続中および契約終了後5年以内(債権譲渡の事実に係る情報は発生日から1年以内)	—
加盟する信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内	当該照会日から6ヵ月間	加盟する信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヵ月以内	当該照会日から6ヵ月間
<b>不渡情報</b>	<b>第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</b>	—	—	<b>不渡情報</b>	<b>第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</b>	—	—
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	—	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間	当該調査中の期間	登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

保証委託約款(カードローン) 新旧対照表③

※改正箇所…太字下線で表示。

改正前	改正後	備考
<p>(前文) 私は、次の各条項を承認のうえ、表記信用金庫（以下「金庫」という）とのカードローン契約（以下「原契約」という）に基づき、私が金庫に対し負担する債務について、信金ギャランティ株式会社（以下「貴社」という）に保証を委託します。</p> <p>第1条(委託の範囲)～第5条(求償権)（略）</p> <p>（求償権の事前行使） 第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。 ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。 ③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 <b>④ 相続の開始があったとき。</b> ⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。 ⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。 ⑦ 原契約または本契約の条項に違反したとき。 ⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2 . (略)</p> <p>第7条(弁済の充当順序)～第14条(管轄裁判所の合意)（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(前文) (同左)</p> <p>第1条(委託の範囲)～第5条(求償権)（同左）</p> <p>（求償権の事前行使） 第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。 ② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。 ③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。 <b>(削除)</b> ④ 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき。 ⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。 ⑥ 原契約または本契約の条項に違反したとき。 ⑦ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>2 . (同左)</p> <p>第7条(弁済の充当順序)～第14条(管轄裁判所の合意)（同左）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>カードローン契約規定第10条第1項⑥(相続の開始による期限の利益喪失)の削除に合わせて削除</p>